議案第 １２３ 号

周南市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例制定について

周南市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和８年１１月３０日　提出

周南市長　　藤　　井　　律　　子

周南市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

第１条　周南市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成15年周南市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第４条中「「100分の126.25」とあるのは「100分の175」」を「「100分の126.25」とあるのは「100分の175」と、「100分の128.75」とあるのは「100分の180」」に改める。

第２条　周南市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第４条中「「100分の126.25」とあるのは「100分の175」と、「100分の128.75」とあるのは「100分の180」」を「「100分の127.5」とあるのは「100分の177.5」」に改める。

附　則

（施行期日等）

１　この条例中第１条の規定は令和８年12月22日から、第２条の規定は令和９年４月１日から施行する。ただし、第１条の規定による改正後の周南市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（次項において「改正後の費用弁償等支給条例」という。）の規定は、令和８年４月１日から適用する。

（期末手当の内払）

２　改正後の費用弁償等支給条例の規定を適用する場合においては、第１条の規定による改正前の周南市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の費用弁償等支給条例の規定による期末手当の内払とみなす。

（参　考）

周南市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例新旧対照表（第１条の改正）

現行	改正案
（期末手当） 第４条　議員には、給与条例の適用を受ける職員（給与条例第20条の２及び第20条の３第１項の規定の適用を受ける職員を除く。）の例により、期末手当を支給する。この場合において、給与条例第20条第２項中「100分の126.25」とあるのは「100分の175」と、同条第４項中「職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「議員が受けるべき議員報酬月額及び当該議員報酬月額に100分の20を超えない範囲内で議長が市長と協議して定める割合を乗じて得た額の合計額」とする。	（期末手当） 第４条　議員には、給与条例の適用を受ける職員（給与条例第20条の２及び第20条の３第１項の規定の適用を受ける職員を除く。）の例により、期末手当を支給する。この場合において、給与条例第20条第２項中「100分の126.25」とあるのは「100分の175」と、「100分の128.75」とあるのは「100分の180」と、同条第４項中「職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「議員が受けるべき議員報酬月額及び当該議員報酬月額に100分の20を超えない範囲内で議長が市長と協議して定める割合を乗じて得た額の合計額」とする。

周南市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例新旧対照表（第２条の改正）

改正前	改正案
（期末手当） 第４条　議員には、給与条例の適用を受ける職員（給与条例第20条の２及び第20条の３第１項の規定の適用を受ける職員を除く。）の例により、期末手当を支給する。この場合において、給与条例第20条第２項中「100分の126.25」とあるのは「100分の175」と、「100分の128.75」とあるのは「100分の180」と、同条第４項中「職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「議員が受けるべき議員報酬月額及び当該議員報酬月額に100分の20を超えない範囲内で議長が市長と協議して定める割合を乗じて得た額の合計額」とする。	（期末手当） 第４条　議員には、給与条例の適用を受ける職員（給与条例第20条の２及び第20条の３第１項の規定の適用を受ける職員を除く。）の例により、期末手当を支給する。この場合において、給与条例第20条第２項中「100分の127.5」とあるのは「100分の177.5」と、同条第４項中「職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「議員が受けるべき議員報酬月額及び当該議員報酬月額に100分の20を超えない範囲内で議長が市長と協議して定める割合を乗じて得た額の合計額」とする。